

日本共産党県会議員団の角野達也です。

## < 1 > 気仙沼漁港 魚町地区防潮堤の施工ミスについて

○まず気仙沼漁港 魚町地区防潮堤の施工ミスについてうかがいます。

この防潮堤建設は、そもそも「防潮堤はいらない」とする住民側と「防潮堤は街全体を守るために必要」「防潮堤がないと街づくりが進まない」とする県側が 100 回以上の話し合いを持ちながら、当初 TP5.1 で合意しスタートしました。その後地盤隆起により、TP4.88 にすることで住民との合意が交わされ、工事が進められてきました。

にもかかわらず、工事が当初計画のまま進められ、今日の事態となっています。そこでまず、うかがいます。なぜこのような施工ミスが起こったのか、その経過と要因、ならびに、どこに責任があるのか、ご説明ください。

### ●農林水産部長

ミスの要因は、①防潮堤の高さを下げるための修正設計を行った際、設計業者が県に提出した図面に、記載の不足や数値の誤りがあったこと、②県が図面のミスに気づかずに施工業者へ渡してしまったこと、③施工業者が記載の誤りに気づかず、その図面を基に工事を進めてしまったことである。

責任の所在は、県、設計業者、施工業者それぞれに過失があるが、住民に対しては、発注者である県が責めを負うべき立場にあると認識している。

○たしかにミスは重大です。しかし、いま最も問われているのは、この事態に知事と県がどう対処するのか、被災地住民にどう向き合うのか、どう責任を果たすのか、だと思います。

日本共産党県議団は、6月7日に気仙沼を訪ね、現地で気仙沼振興事務所からの説明をうけるとともに、魚町地区の住民と懇談しました。住民から、「知事は住民との合意をなんだと思っているのか」「住民がわがままを言っているように言われるのがつらい」と切実な思いが語られました。知事は、5月18日に内湾地区復興まちづくり協議会の会議に参加され、いくどか発言しています。それを文章に起こしたものを読みましたが、読んでいるうちに怒りがこみ上げてきました。

そこで知事にうかがいます。知事は、「もうすでに 50%が進捗しており、作り直しには時間がかかってしまう」とした上で、「フラップゲートはデリケートなので、取り外し、取り付けは極めて難しい。できる業者も限られる、おそらく入札不調になる」とまで述べています。本当にそうなんですか。日本の土木技術をもってして

も無理なんですか。入札不調とまで言う根拠をお示してください。

●農林水産部長

フラップゲートは、津波到達時に確実に作動することが大前提なので、その撤去にあたっては高度な技術力と慎重な作業が求められる。防潮堤本体の切り下げ工事は本体の損傷をさけるため、すべて人力による鉄筋コンクリートの取り壊しになり、作業効率が悪く、非常に労力を要する。こうした施工条件と、震災後高い率で推移する県内の入札不調の現状を踏まえて、入札不調の可能性が高いと考えた。

○知事は「作り直しには2億から3億かかる。業者にも負担を求めるが、国費は出ないので県費を投入することになる」とも言っていますが、どういう積算でその費用が出てきたのでしょうか。お答えください。

●農林水産部長

防潮堤本体の切り下げ工事は、国の工事積算基準書により費用を算出した。フラップゲートの撤去と再設置工事は、工事積算基準書の対象ではないので、見積もりにより費用を算出した。

○私が最も腹が立ったのは、知事が「防潮堤が22 cm高く、かえって安全になっているのに多額の税金を使うことに県民の理解が得られない」と述べていることです。住民も怒ってらっしゃいました。そもそも「防潮堤はいらない」から出発し、住民のみなさんも街全体のためにと、やっとの思いで合意をされ、この計画は始まったのです。その合意を踏みにじてミスをした県の知事に、「高くなったからいいじゃないか。直すために税金を使うことを誰も望んじやないぞ」なんていう資格はありません。

それともなんですか、県民に聞いたんですか。聞いたのならどのような調査をしたのかお示してください。示せないのなら、撤回すべきです。明確にお答えください。

●知事

機能や安全性が保たれている防潮堤を作り直すと多額の費用が必要にあることに加え、手戻り工事により防潮堤に守られた安全・安心なまちづくりの遅れが懸念されるので、「県民のご理解を得るのが難しい」とお話しした。県民全体の意見調査は実施していないが、地元の意向調査で「作り直す費用をその他の復興支援に充てるべき」との意見が少なからずあったので、そう発言した。

○さらに知事は、「県には財政的余裕はない。1円でも2円でも被災者の心のケアなどに回さなければならない」とも言っています。これはおどし以外の何物でもありません。そもそも防潮堤問題と被災者のソフト面の支援はまったく関係ない問題です。それをはかりにかけて「防潮堤直したら、被災者のケアができなくなる」なん

て言われたら、住民がどう感じるか、知事にはわかりませんか。「なんか俺たちが悪いって言われてるようだった」という住民の声にどうお答えになりますか。お聞きします。

#### ●知事

作り直し費用が多額になることから、例示として、被災者のケア等に使用させていただきたいとお話した。「自分たちが悪いような発言をされた」と感じている住民の皆様のあることについては、大変申し訳なく感じている。

○5月18日の会議では、県が今後の方策で3つの検討案を示し、魚町地区住民に行った意向調査の結果が配られました。その結果は、作り直し13、作り直さなくて良い22、道路と宅地のかさ上げ2、その他8というものです。

しかし、この調査は極めて誘導的なやり方で行われました。まずQ1で防潮堤とまちづくりについて一番優先してほしいことを聞いた後、Q2、作り直しにより防潮堤工事の完成が遅れることについてどう考えますか、Q3、作り直した場合、気仙沼港線の工事期間が長引きますが、どう考えますか、Q4、作り直しは費用が高くなりますが、どう考えますか、と3問連続で作り直した場合のマイナス面について聞いています。その後Q5とQ6で作り直さない場合とかさ上げした場合について聞いて、最後に検討案3案のうち、どれを選ぶか、という手法です。

さんざん作り直しのリスクをあげて、最後に選ばせるなんて、ひどくありませんか。その証拠に、作り直さなくても良いと応えた方のうち、最低5人の方が「土地区画整理事業にも影響が出ると困ると思って、そう答えた」として、後に撤回されています。

こういうやり方にも、「始めに現状のまま建設ありき」の意図が現れています。反省すべきです。どうですか。

#### ●農林水産部長

調査にあたっては、住民説明会の資料と調査票により、一つ一つの案を丁寧に説明した上で、地権者の考えをお聞きしている。

○私は、この問題の解決のためにはあくまで住民との合意を尊重して、本来の計画を進めること、作り直すべきだと考えます。お金を理由に、住民を納得させようなんて言語道断です。被災者によりそった復興を進めるのか、それとも住民との合意を踏みにじてまで、強引に建設を続けるのか、知事の県民と被災者への姿勢こそ問われているのです。住民に誠意をしめし、作り直す決断をすることを強く求めます。お答えください。

#### ●知事

協議会からいただいた要望の趣旨は「将来に禍根を残すことなく、早期に魚町に

戻り、海が見える生活がしたい」というものなので、住民の皆様の想いを尊重した、新しい案をお示しできるよう努めたい。

## < 2 > 心身障害者医療費助成制度の拡充について

○次に、心身障害者医療費助成制度についてうかがいます。私は、昨年6月議会でこの制度を取り上げ、現行の償還払い制度では障害を持った方やそのご家族が、毎月病院ごと薬局ごとに申請書を書き、市町村に提出しなければならず、手を煩わせていることを指摘し、県の制度として現物給付にすることや最低でも自動償還への移行を求めました。

知事から、「自動償還については、検討をしたい」との答弁がありました。そこでもうかがいます。現在県内市町村の給付方法について、償還払い、自動償還、現物給付、それぞれどうなっているのか、お示してください。合わせて、この一年間どのように変わったのかもお示してください。

### ●保健福祉部長

今年4月時点の市町村の助成方式は、償還払い27、自動償還6、現物給付と現物給付の併用2である。昨年度東松島市、今年度仙台市が償還払いから自動償還に変更した。

○昨年の議会で保健福祉部長は、「これまでの調査では『現行のままでよい』という自治体が18で過半数だったが、再度調査をする」と約束してくれました。本年一月に調査が行われたようですが、給付方法についてはどうだったのか、その結果と評価をお示してください。

### ●保健福祉部長

市町村が適当と思う助成方式は、償還払いが16、自動償還が8、現物給付が9、その他2である。国庫負担金の減額措置（ペナルティ）を県が（一部）補助する場合は、現物給付が15である。市町村には、現物給付による財政負担の増大を懸念する声が根強く、助成方式の変更は難しいと考える。

○NPO法人日本障害者センターが2017年度の重度心身障害者医療費助成制度の全国調査を実施し、今年3月に結果が公表されました。都道府県別に対象要件、年齢制限、所得制限、自己負担、入院時食事療養費助成、給付方式について詳細に書かれており、これをみると宮城県の特徴がよくわかります。執行部にも事前に資料を提供させてもらいました。

いつも悪い点ばかり指摘しているので、まず宮城県の良いところを述べておきます。それは自己負担をゼロにしていることです。全国では、1割負担や一日200円、

1レセプト500円とか何らかの自己負担を課している自治体が27都道府県ある中で、宮城は貴重であり、ぜひ今後も守って行ってもらいたいと思います。

その上で、いくつか改善すべき点について質問します。まず対象要件ですが、宮城県は精神障害者は対象になっていません。障害者については、2006年に施行された障害者総合支援法で、「知的、身体、精神障害にかかわらず、障害のある人々が必要とするサービスを利用できるように一元的サービスが提供されるべき」とする理念が掲げられました。全国的にも、独自の精神障害者医療費助成制度を持っている自治体も合わせて、30都道府県が精神障害者も対象としています。東北で導入していないのは、宮城と秋田だけです。

6月19日に、障害者団体などで構成する「みやぎアピール大行動実行委員会」のみなさんが、要望を携えて県庁にお見えになり、知事、ならびに障害福祉課と懇談されました。その際も強く要望されておりました。

宮城県は、なぜ対象としないのでしょうか。要件に含めるべきと考えますが、いかがでしょうか。

#### ●保健福祉部長

意向調査で、精神障害者への対象拡大に賛同しない市町村が32あり、対象に含める状況にはない。

○次に給付方法です。共産党県議団は、いくどか現物給付を求める議論をしてきました。県は、そのたびに「窓口無料にすると医療費が増大する」「国からのペナルティで自治体負担が増える」「実施主体の市町村の意向を尊重する」という3つの理由で、現物給付を拒否してきました。

「医療費が増大する」と言いますが、ある意味当たり前のことです。そもそもこの制度は、「健常者に比べ医療を必要とすることの多い障害者の適正な受診機会の確保及び経済的負担の軽減を図る」ことを目的に始まりました。なので、現物給付になれば、これまで我慢していた方が病院に行きやすくなり、受診する機会は増えるでしょう。それは悪いことですか。私は、がまんして重症化する方がよっぽど深刻だと思うのですが、いかがお考えですか。

#### ●保健福祉部長

障害の除去、軽減を図る医療については、自立支援医療制度によって担保されており、独自に行う心身障害者医療費助成制度は、それを補完するものと認識している。現物給付化は、受診の利便性を高める一方、医療費の増加を招くことから市町村の意向や財政負担等も考慮する必要がある。

○先日、障害者団体で活動する車いすの方と懇談しました。「助成制度を知らないために、申請をしていない人もいるし、受診しても申請がご本人やご家族の負担になり、申請していない人もいる」とおっしゃってました。こういう方々は医療費総額

には含まれますが、助成額には含まれません。だから給付方法が変われば、助成額は増えるけれども、医療費総額は変わらないのです。県にこういう認識はありますか。そういう方を把握していますか、お答えください。

#### ●保健福祉部長

この制度は40年以上たっており、幅広く周知されていると認識している。制度を知らない方や申請しない方の実態把握は行っていない。現物給付化した場合、他県の例から医療費総額は増大する。

○昨年保健福祉部長は、私の質問に対して「現物給付化すれば、県と市町村合計で負担が16億円増え、うちペナルティー分は3億7千万円ほどだ」とおっしゃいました。ところが、最近仙台市から取り寄せた資料によると、仙台ではペナルティー分だけで、6億6千万円と試算されていて、ビックリしました。宮城県全体分よりも仙台市が上回るのですが、一体どういうことなのか、ご説明ください。あわせて、現在県は、負担増分、ペナルティー分をどう試算されているのか、お示し下さい。

#### ●保健福祉部長

これまで、県全体の助成額を自己負担割合（3割）で割り戻して医療費総額を求めて、計算していた。今回は平成28年度の市町村補助金実績報告書に記載された医療費総額を基に、市町村ごとに試算し直した。これまでの試算に不十分な点があったことは反省し、今後より正確な数値の把握に努める。

県全体の影響額は、医療費で約11億円増、国庫補助金の減額措置で約16億円増と試算した。

○もちろん、ペナルティー制度は、けしからん制度であり、宮城県が国にペナルティーの撤廃を求めていることは重々承知しています。

しかし、自治体の自主性に介入する国の悪い制度の下であっても、いま全国では、現物給付を実施している自治体が、一部現物給付も含めると30県にのぼっています。うち条件なしの完全現物給付は24県です。

子ども医療費もそうでしたが、全国の自治体が子ども医療費の現物給付化に踏み出していったことにより、国は「自治体間の格差を調整するためとしてきたペナルティーの意味はなくなった」として、就学前までですが、ペナルティーを撤廃しました。地方のがんばりが国を動かすのです。まず、現物給付に踏み出し、「国の不当な報復的措置にあっても、地方はこんなにならばってるんだぞ。これに応えろ」と魂をこめて国にせまるべきです。いかがですか。お答えください。

#### ●知事

国庫補助金の減額措置の廃止については、様々な機会を通じて、障害者の医療費助成を全国一律の制度とすることと併せて、国に要望してきた。粘り強く要望していく。

### < 3 > 障害者スポーツの振興について

○次に、障害者スポーツの振興についてうかがいます。

4月のスポーツ振興調査特別委員会で、宮城県障害者スポーツ協会の小玉一彦会長から「宮城県内の障害者スポーツの現状と課題」と題して、お話をうかがいました。

小玉会長は、「障害者スポーツの推進は、障害者の生きがいや生活の質の向上、地域社会の活性化、健康長寿社会や共生社会の構築にも貢献している」「2020 東京オリンピック・パラリンピックにより、障害者への理解の向上が最も期待され、社会全体で障害者スポーツの普及促進に取り組むことが重要」と述べられ、私もなるほどと感じました。

この宮城県障害者スポーツ協会は、1988年に9団体、有志のボランティアでスタートし、現在40の障害者スポーツ団体や福祉団体、支援学校などが参加しています。1995年からは、県より障害者スポーツ事業を委託され、宮城県・仙台市障害者スポーツ大会を始め、障害者スポーツ指導員の育成や各種大会、スポーツ教室の開催などに貢献され、その役割はますます大きくなっています。

協会からは、本年2月に県に要望書が出されています。その要望内容にそっていくつか質問します。

まずは事務局体制と労働条件の改善です。常勤、非常勤合計2人の人件費は、県の障害者スポーツ振興推進員設置事業として委託金から支払われています。要望書では、「(2人だけでは)委託事業をこなすだけで、精一杯であり、その他にもパラリンピック関連や主催事業も行っており、職員の休暇もままならない、超過勤務手当も上限が定められ、上限を超えた分は無償で働かざるを得ない」と訴えられています。

人件費は、委託が始まった当初から1.5人分、超過勤務手当では、一ヶ月10時間以内と決められ、それがずっと続いています。初期と比べれば、業務量も内容も大きくなっています。現実に即して、人員増を可能にするような委託契約に改めるべきではありませんか。あわせて超過勤務の実態に合わせたものに見直すことを求めます。いかがでしょうか。

#### ●保健福祉部長

県が委託を開始した当初から、現在までの業務内容に大きな変更はないものの、障害者スポーツへの関心の高まりや、障害者スポーツ人口の拡大などにより、委託業務以外の協会主体の行事が増加傾向にあると聞いている。今後とも委託業務の範囲を見極めつつ、必要な予算を確保していく。

○6月11日に協会を訪ねました。そこで職場環境の整備も支援が必要だと痛感しま

した。部屋は幅 2.5m、奥行き 6mほどで、入り口を入ると両サイドに印刷機やコピー機が並び資料や備品がうずたかく積み上げられています。その間を縫っていくと、やっと 2 人分のデスクが置けるスペースがあるだけです。事務室は、宮城県障害者福祉センター内にあり、宮城県障害者総合体育センターが隣接しているので、場所的にはいいのですが、仕事環境は劣悪です。現状では車いすの方は中には入れず、廊下で話し合っているとのことでした。

せめて敷地内に倉庫を作れば、部屋も広く使えるようになるのではないかと考えますが、いかがですか。

#### ●保健福祉部長

事務室については、各種用具や備品などの保管により、非常に手狭な状況にあると承知している。今年度は敷地外に倉庫を借り上げ対応しているが、今後とも、必要なスペースの確保等、職場環境の改善を検討していく。

○協会は、国の地域生活支援事業として、障害者スポーツ教室、障害者スポーツ大会、指導員養成・研修事業、ボランティア養成ネットワーク事業、団体競技予選会を担っています。国と県が費用の半分ずつ出している事業ですが、この委託費がどんどん減ってきていることは重大です。

2007 年には、906 万 5400 円だったものが、2017 年には、660 万 1770 円へと 200 万円以上も減っています。ニーズも仕事も増えているのに、これではまともな支援とは言えません。引き上げるべきです。お答え下さい。

○県が協会との予算折衝の際に、5%のシーリングを求めるのは、やめるべきです。毎年 10 月に協会と県の間で話し合いがされるそうですが、「人を増やしたい」「用具を増やしたい」「講師への謝礼を増やしたい」と思っても、「シーリングがあるから」と言われるので、受け入れざるを得ないとのことでした。

地域生活支援事業 660 万円を含めて、せいぜい年間 1500 万円前後の委託費です。障害者を支えるために献身的に奮闘されている団体にまでシーリングをかけるなど、冷たすぎるのではないですか。パラリンピックを前に、「掛け声はいいが金は減らす」では、話になりません。こういうやり方をやめ、要望には積極的に応えるべきです。いかがですか。

以上、知事の誠意ある答弁を求めて、壇上からの質問を終わります。

#### ●保健福祉部長

委託費については、指導員養成研修の受講者数の減少に伴う見直しや、効率的な事業実施及び業務運営による経費節減をお願いしている。引き続き、障害者スポーツに対するニーズや、協会の事業内容について、協会と協議を行いながら、必要な財源を確保し、障害者スポーツの振興に取り組んでいく。